

平成26年度以降の硫黄島遺骨収集帰還の取組方針(案)・平成26年度実施計画(案)の概要

「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」(平成25年12月11日)

- ・滑走路地区の未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(2箇所)の再確認。
- ・滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所は、できる限り速やかに、全て掘削。
- ・上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容。
- ・滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。

平成26年度以降の取組方針(案)

- 滑走路地区の掘削・遺骨収容を4年間で実施。
 - ・未探索の壕1箇所の掘削、探索済みの壕2箇所の再確認。
 - ・探査レーダの反応箇所を全て掘削。
 - ①滑走路下(101箇所)
 - ②芝生区域(1114箇所)、集水区域(523箇所)
 - ③誘導路・給油施設等(60箇所)。
 上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手。
- 外周道路外側の面的調査・遺骨収容を5年間で実施。
- 平成23年度～25年度の面的調査で確認された壕等からの遺骨収容を引き続き平成26年度で実施。

※1 庁舎地区については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応。

※2 掘削及び遺骨収容の状況は随時、厚生労働省のホームページで公表。

平成26年度実施計画(案)

- ①滑走路下30箇所、②探索済みの壕1箇所、③芝生区域1114箇所 を掘削・遺骨収容。
また、未探索の壕1箇所について、掘削方法を検討し、平成27年度早期に実施。
- 外周道路外側の平成26年度調査予定区域について面的調査・遺骨収容を実施。
- 平成23年度～25年度の面的調査で確認された壕等からの遺骨収容を引き続き実施。

平成26年度以降の硫黄島遺骨収集帰還について(計画)

	対象箇所数	H26	H27	H28	H29	H30
1 滑走路地区の掘削・遺骨収容						
(1) ①滑走路	101	滑走路 30	滑走路 71			
②壕	3	壕 再1	壕 新1 再1			
③芝生区域、集水区域	1637	芝生区域 1114	集水区域 523			
(2) 誘導路・給油施設等	60			誘導路・給油施設 等 60		
2 外周道路外側の面的調査・遺骨収容						
3 平成23年度～25年度の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容						

※ 庁舎地区については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応。